
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 本日の検討の概要

これまでの検討

1. 当委員会は、2017 年 4 月 11 日に修正国際基準の改正を公表し、これにより、2016 年 9 月 30 日までに IASB により公表された会計基準等のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するものについて、当委員会として採択すべきか否かの検討が終了した。また、現在、IFRS 第 15 号（これに関連する「IFRS 第 15 号の発効日」（2015 年 9 月公表）、「IFRS 第 15 号の明確化」（2016 年 4 月公表）を含む。）についてエンドースメント手続を行っている。

第 33 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 4 月 21 日開催） における検討状況

2. 第 33 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「第 33 回作業部会」という。）では、主に次の検討を行った（作業部会で聞かれた意見については審議事項(1)-5 を参照）。
 - (1) 今後のエンドースメント手続の進め方の検討
 - (2) IFRS 第 15 号に関するエンドースメント手続
 - (3) 公開草案の文案の検討
3. なお、第 33 回作業部会では、前項に加えて、個別会計基準の要求事項の明確化を趣旨とする基準改正（「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」の「基準の範囲の明確化（IFRS 第 12 号の修正）」）について、エンドースメント手続を行った。詳細な資料は、次回以後提示する（公開草案の文案は、「削除又は修正」を行わないことを想定して作成している。）。

本日の検討事項

4. 本日は、前項までの第 33 回作業部会の検討状況を踏まえて、次の事項を検討する。
 - (1) 今後のエンドースメント手続の進め方の検討（審議事項(1)-2）

審議事項(1)-1

- (2) IFRS 第 15 号に関するエンドースメント手続のうち、IFRS 第 15 号の開示（注記事項）に関する検討（審議事項(1)-3）
- (3) 公開草案の文案の検討（審議事項(1)-4-1、審議事項(1)-4-2、審議事項(1)-4-3）

以 上